

	<h1>全国センター通信</h1>	<p>働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) http://www.inoken.gr.jp</p>
---	-------------------	--

国と建材メーカー、ゼネコンらによる補償基金制度の創設を 首都圏建設アスベスト裁判横浜地裁・東京高裁判決 国に7連勝

2017年10月24日、横浜地方裁判所第2民事部(大竹優子裁判長)は、石綿関連疾患を発症した被災者及びその遺族が国と石綿含有建材メーカーを訴えていた建設アスベスト神奈川県第2陣訴訟において、国及び建材メーカー2社(ニチアス、ノザワ)に対し、総額約3億円の支払を命じる判決を言い渡しました。

建設アスベスト訴訟は、全国6つの都道府県で争われていますが、横浜で1度勝ったもののこれで国は6地裁全てで取訴したことになります。

アスベストについては、今回の判決でも認定されたように、1972年にはILOなどの国際機関において発ガン性が明確に認められ、国もアスベストの発ガン性を前提とした規制措置を講じなくてはならない段階に入っていました。それにもかかわらず、国は従前からの規制措置を漫然と継続し、実効性のある規制措置を講じることを怠り続けてきました。国民の生命や健康を守るためには「適時かつ適切に」規制権限を行使しなくてはならない、それにもかかわらず国がやるべき事を怠ってきたことは違法であると6つの地裁が国にレッドカードを突き付けたのです。

建材メーカーの警告表示義務違反を認定

さらに、横浜地裁は建材メーカー2社(ニチアス、ノザワ)にも損害賠償を命じました。建設アスベスト訴訟では、建材メーカーがアスベストの危険性に関する警告表示を適切に行ってこなかったことの責任は、2012年12月5日に言い渡された東京地裁判決で明確に認められていました。そのため、残る唯一の争点は、各メーカーが製造した建材が各原告の石綿関連疾患発症の原因となったのかという因果関係だけでした。

この点について、2016年1月29日に出された京都地裁判決では、共同不法行為の理論に則り、各建材において10%以上のシェアを有する建材メーカーに損害賠償を命じていました。この京都地裁判決



東京高裁前「勝利」の旗だし(10月27日)

に引き続き、横浜地裁は、建材の製造時期や各建材との関係での建築現場における作業内容に照らして、石綿関連疾患発症の原因となった加害企業を特定できた被災者との関係で、建材メーカーらに共同不法行為の成立を認め、損害賠償を命じたのです。

東京高裁でも原告勝利の画期的判決

10月27日、東京高等裁判所第5民事部(永野厚郎裁判長)は、石綿関連疾患を発症した被災者及びその遺族が国と石綿含有建材メーカーを訴えていた建設アスベスト訴訟(神奈川県第1陣訴訟)において、国及び建材メーカー4社(ニチアス、エーアンドエーマテリアル、エムエムケー、神島化学工業)の賠償責任を認め、原告62人に総額約3億7千万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。

(2面につづく)

〈今月号の記事〉

- 神奈川建設アスベスト判決／第5回理事会報告…2面
- 第2回労働安全衛生・中央カレッジ第3課……………3面
- 各地・各団体のとりくみ……………4～6面
- 全労連介護・ヘルパーネット／相談室だより…………7面
- 過労死シンポジウム……………8面

同種の集団訴訟は全国で14件（原告総数は約800人）起こされていますが、高裁段階での判決は初めてです。本判決でも、国には防じんマスクの着用などの義務付けなどの規制権限の行使を怠った違法があると認定し、原告側が7連勝となりました。国の責任はもはや不動のものです。

メーカー責任を認めたのは、昨年の京都地裁、上記の横浜地裁（神奈川第2陣訴訟）に続き、3件目です。

メーカー責任 因果関係の立証の壁乗り越え

メーカーについては、これまで原告がどの建材に触れて発症したのか特定が難しく、因果関係の立証が裁判で大きな壁となっていました。今回の判決では、被告メーカー全てに1975年以降、石綿の危険性を警告する義務があったとしたうえで、各メーカーの建材の市場シェアや被害者が従事していた現場数、各作業での粉塵曝露濃度などを厳格に分析し、4社の製品が被害者に触れた（到達した）と推定できると認定しました。

1 人親方の救済を広げる

両判決とも建設業特有の一人親方や事業主の被害に対して、労働法の保護範囲外として救済されませんでした。しかし、労働者性を広く認めたり、建材メーカーの責任を認めることで、一人親方についても救済される範囲が実質的に広がっています。

早期解決・全面救済をめざして

原告団は、控訴・上告して引き続き法廷内外でのたたかいをすすめていきます。一方、11月15日の東京1陣訴訟の東京高裁結審を皮切りに、全国の訴訟が高裁での結審・判決を次々と迎える予定です。



第2陣・横浜地裁へ入廷（10月24日）

しかし、被害原告の7割はすでに他界しています。被害者の命あるうちの解決が切実に求められています。また、建設アスベスト被害者は過去10年間をみても約6000人が労災認定を受けています。今後も被害は広がるのが確実です。

原告団は、裁判によらず、すべての建設アスベスト被害者への補償を実現するため、国と建材メーカー・ゼネコンらによる補償基金制度の創設を訴えています。

被告建材メーカーの中には、「国から救済制度の提案があれば検討する」と表明している企業もあります。国には建設アスベスト訴訟の早期解決と全面救済の決断が迫られているのです。

また、原告団は今後も建物に残るアスベストからの新たな被害をなくすために、アスベスト被害の根絶に向けた抜本的な対策の強化、埋もれたアスベスト被害者の掘り起こしと救済、医療体制の充実を求めています。

（神奈川県建設労働組合連合会 内藤賢介）

第5回理事会報告 第20回総会方針などを討議

11月15日、「いの健」全国センター2017年度第5回理事会を開催しました。総選挙の関係で8月2日以来3か月ぶりの開催で、地方センターや加盟組織からの充実した報告がありました。

情勢報告の後、協議事項を討議。12月8日に開催する第20回総会の議案・次期役員・運営などを討議しました。

総会で表彰する「いの健賞」の推薦についても協議し、建設アスベスト神奈川2陣訴訟の横浜地裁判決、1陣訴訟の東京高裁控訴審判決と相次いで勝利判決をかちとった首都圏アスベスト訴訟の原告団及び弁護団、この間100回を超える最高裁要請行動を実施した東京センターを推薦すること、そしてじん

肺やアスベスト弁護団の団長として活躍され長年副理事長として「いの健」全国センターの活動に貢献していただいた故山下登司夫弁護士を特別功労者として顕彰することを確認しました。

また、総会翌日の12月9日に開催する「労災・職業病裁判闘争交流集会」と来年2月10～11日に滋賀県内で開催する「第2回労働安全衛生中央カレッジ第4課」の運営について確認しました。

来期の後継者育成の活動として、5月26～27日に東京都内で「第6回健康で安全に働くための交流集会」を開催することについても協議・確認しました。

（全国センター 岩橋祐治）

「労災をおこさない職場づくりは労働組合の役割」

中央カレッジ第3課

全国センターは、10月28～29日にラポール京都で、「第2回労働安全衛生・中央カレッジ」第3課を開催。テーマは「労災認定と職場復帰」「健診結果の活用法」で、39人が参加しました。

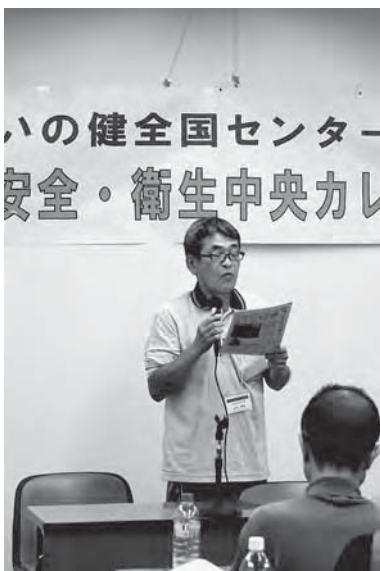
労災認定基準の改訂が必要

「過労死・過労自死の現状と課題」として、過労死等防止対策推進全国センター事務局長の岩城穰弁護士が講義。過労死問題の歴史、過労死防止法制定にむけて過労死遺族と市民が取り組み、労働分野で初めての議員立法として成立した意義などについて話しました。

過労死認定基準について、「残業月80、100時間が一人歩きしている。20歳代の若者と60歳過ぎの人でも同じ80時間。夜勤・交替制勤務、障がい者であっても同じ基準なのはおかしい。改訂を求めていきたい」と話しました。また、労働組合は、36協定の当事者としての責任があること、締結をテコにした職場改善が必要であることが指摘されました。

次の講義は、京都労災職業病対策連絡会議の芝井公事務局長による「労災の基礎知識」。労災保険や労災認定の仕組みや手続きなどをわかりやすく説明しました。講師から「休憩時間中に休憩室のストーブでカップラーメンの湯を沸かした時にやけどした場合は労災か」などの問題が出され、参加者が窮する場面もありました。

労働組合に対し「労災を生み出さないための労安活動をする。起こった場合は、聞き取り調査をするなど、きちんと分析をしてほしい。命を守れるのは、労働組合だ」と激励しました。



職場からの報告として、京都市教組の中野宏之副委員が、公務災害認定闘争や教職員のいのちと健康を守るたたかいについて、化学一般三星化学工業支部の田中康博書記長が、労働組合を結成し、職業がんを労災認定させたことや職



場改善について報告しました（写真）。

戻れる保障があることが大事

2日目は「メンタルヘルス不全者の職場復帰のポイント」として全国センター理事で石川・城北病院精神科の松浦健伸医師が講義（写真）。職場復帰支援が進められる背景として、労働者のメンタルヘルスの悪化が著しく、だれもがなりうる可能性があること、企業の社会的責任が求められることなどを指摘。厚生省「復帰支援の手引き」にそって職場復帰支援の流れ、ステップごとの課題や問題点について説明しました。

「いかにうまく休むか、うまく支援ができるか。職場に戻れる保障があることが大事」であると述べられました。「メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所の方が、完全復職率が高い」ことや「労働組合のある所が復職成功しやすい」ことのデータが紹介されました。

健康に働き続けるために

「労働者一般健康診断と事後措置—健康診断の職場での活用」と題し全国センター副理事長の長谷川吉則医師が講義。健康診断の変遷、法的な基礎知識、実施後の事業者の措置義務などについて話しました。そして、健康診断を入口にして健康・快適な職場づくりをするため、受診者への結果返しと同時に、項目にそった全体・部門ごとの集計、有所見率の算出、項目ごとの部門ごとの比較など、集計・分析が必須であることを強調しました。

それぞれの講義後に班討論が行われ、職場実態、過労死やメンタル不全者を出さないために働き方をどうすればいいか、予防はできるのかなど、労働者が健康に働き続けるために、労働組合が果たす役割が重要であることなどが話し合われました。

（全労連 高島牧子）

各地・各団体のとりくみ

じん肺
キャラバン

運動の重要性を再確認

2017なくせじん肺全国キャラバン

「第28回なくせじん肺全国キャラバン」が10月2日から19日にかけて、今年も8ブロックに分けて47都道府県全てにおいて取り組まれました。

「じん肺とアスベスト被害の根絶、被害者の早期救済、全ての労災職業病の根絶」をスローガンとして、①トンネル工事での8時間労働の徹底、②トンネル救済法の成立、③建設アスベスト基金の創設、④建物解体におけるアスベスト対策の徹底などを中心として首長、議会、労働局等への要請行動が取り組まれました。

今年は「建物解体工事からアスベスト被害を防止しよう」のタイトルのリーフレットを作成し、ハザードマップの作成・公表、補助金の充実の2点に絞って宣伝行動と要請行動の柱の一つに位置づけました。そのため、18日、19日の東京集結行動では厚労省、環境省に加えて国交省への要請行動にも取り組みました。

今年は衆議院解散、総選挙となったため、請願デモができず急遽震ヶ関デモに切り替えたこと、集結



雨の中の長崎出陣式 (10月2日)

集会も議員会館が使用できなくなり中央大学記念館に変更したことなどもありましたが、集結集会では小野寺利孝代表委員が約1時間、自身の39年間に及ぶじん肺・アスベスト訴訟の闘いを振り返りつつ、裁判とキャラバン行動等の運動によって大きな成果を積み重ねてきたこと、国の責任を断罪することを通じて、被害の根絶と早期救済に向けた制度改革に向けてさらなる闘いが求められていること等について記念講演をされ、300人を超える参加者はこの運動の重要性を再確認しました。

多くの支援者の協力を得て、28回連続してきた今年の全国キャラバンも無事成功裏に終えることができました。

(全国じん肺弁護団連絡会 鈴木 剛)

建交労

安心して運行できるよう業界の改善を

「トラックの日」行動

建交労全国トラック部会は、9月30日から10月10日にかけて「トラックの日」行動を実施しました。低賃金・長時間労働で働くトラック労働者の過酷な労働実態は、悪化の一途をたどり、重大な事故も相次いでいます。また、トラック労働者の脳・心臓疾患過労死認定数は、高水準を維持し続けている異常な状況です。

そこで、トラック部会は、医療機関や医労連の協力を得て、高速道路PA (パーキングエリア) やSA (サービスエリア)、TS (トラックステーション) で健康チェック (血圧検査・尿検査・体脂肪率) を実施。アンケートや署名、組合加入のよびかけを行いました (写真)。今回の「トラックの日」行動は、全国13ヶ所 (参加者約170人) からとりくみの報告が寄せられています。

九州の仲間が取り組んだ九州自動車道・基山PA (佐賀) では、労働契約の内容を知らず1日12時間労働が当たり前と思っている人がいました。また、別の人は、会社に要求するとリストラされそうだと悩み、「相談したい」と言われました。仲間は、「い



大宮TSで健康チェック (10月6日)

つでも連絡を」と名刺を渡しました。

名神高速道・桂川PA (京都) では、「トラック運転手は虐げられすぎ」「トラックの労働組合が運動をしているのを初めてみた」との声。「コーヒーでも飲んでくれ」とカンパを寄せてきた方もいました。新東名自動車道・清水SA (静岡) では、健康チェックに応じた仲間が「長距離運転の自分は健康診断などあまり受けたことがない。どこか悪いかもしれないが長距離運行で稼ぐしかない。安心して運行ができるよう業界が良くなってほしい」と話しました。

今回の「トラックの日」行動には、じん肺キャラバンの行動期間中でしたが、建交労・全国労災職業病部会も参加しました。 (建交労 福富保名)

各地・各団体のとりくみ

職業がん

無反省な経営に対し奮闘する労組 第5回職業がんをなくそう集会

第5回職業がんをなくそう集会が10月15日福井県教育センターにて開催され、15団体30人が参加しました。

基調報告①は、化学一般労組三星化学工業支部・田中康博書記長から行われました。97年入社時から、違法行為・不適切な労働衛生管理・ものを言えない労務管理があり、その後もパワハラや作業による体調不良を訴えても無視、粉塵だらけのタンク内作業の強要等が続き、それが膀胱がん多発に繋がります。労組結成後は、様々な職場改善が実現し、無反省な経営に対し奮闘する労組の取り組む姿が見えました。

基調報告②は、徳島県職業がんと闘うオルトトルイジン (OT) の会。昨年春、新日本理化徳島工場退職者に膀胱がん患者が発生したことが判明。今年1月OT (オルトトルイジン) の生産に関わった退職者20人で「職業がんと闘うOTの会」を結成し、労働局・労基署交渉を実施。新日本理化労組との懇談も実現し会社との橋渡しを依頼しています。

記念講演は、山野優子・昭和大学教授 (医学部衛生学講座)。産業衛生学会では胆管がん誘因物質の1, 2-ジクロロプロパンの発がん分類がなかったことを受け2013年発がん分類の見直し小委員会が発



参加者全員で記念写真

足したこと、産衛学会・IARC (国際がん研究機関)・ACGIH (米産業衛生専門官会議) の発がん分類を調べ、見直し作業中であることが報告されました。作業は論文収集を行い疫学研究、動物実験、メカニズム等を総合的に評価。福井県の膀胱がん多発事案を受け、オルトトルイジンの発がん性分類を見直し (2群Aから1群へ) の経過も説明されました。また、最後に発がん性分類表の活用の仕方を解説されました。当該膀胱がん患者も参加し、質疑も多く行われました。参加者の関心の高さがうかがえました。

全体会では、韓国サムスン電子の職業病告発の映画「もうひとつの約束」鑑賞について、トンネル掘削工事での塵肺患者の訴え、全参加者から職場実態が報告がありました。

(職業がんをなくす患者と家族の会 堀谷昌彦)

石川

職業歴を把握する大切さを学ぶ 第9回総会

8月30日 石川勤労者医療協会会館で第9回「いの健」石川センターの総会と「仕事と職業ガンをめぐる関係」についての学習会を開催し27人が参加しました。総会では、新年度の方針として、「過労死防止等推進シンポ」を成功させること、労働安全衛生講座開催の準備を進めること、北陸セミナー毎年開催、労災なんでもホットラインの相談活動を検討すること等を確認しました。

職業ガンに関する講演では化学一般労働組合の堀谷昌彦顧問から、職業ガン発生の歴史、要因、身近に起こっている職業ガンの話をきくことができました (写真)。イギリスの疫学研究では、職業要因による死亡は全ガンの5割。日本の年間死亡件数から換算すると1.85万人になるとのこと。対して、労災認定数は2014年~2016年で12件 (業務上疾病発生状況等調査) しかなく、日本では職業ガンのほ



とんどが私病として扱われていることが説明されました。様々な有害物質と職業ガンの事例、労働組合の取り組みも報告され、職業歴を把握すること、退職後の発症もあるので、予防・早期発見が大切と強調されました。また、職業ガンの労災認定は、過重な医学的証明が要求され、被災者に大きな負担になっていることも話されました。フローアから、有害物質を知らないで使用し、胆管ガンで死亡した疑いある自営業者の事例が報告され、職業ガン、職業歴に視点をもっと現場で深めていく必要性が明らかになりました。 (石川センター 馬渡健一)

各地・各団体のとりくみ

東京

5年半に及ぶたたかいを振り返る 専修大学・労災解雇撤回裁判報告集会

専修大学・労災解雇撤回裁判報告集会が同裁判支援対策会議の主催で、10月18日、東京都障害者福祉会館にて行われました。弁護士、労働法学者に加え、「いの健」東京センターや団体代表や個人など、51人が参加しました。

今年7月の最高裁上告棄却により、5年半に及ぶ裁判闘争は終結。労災解雇撤回支援対策会議は解散となります。しかし、集会では、安倍内閣と財界がたくらむ解雇の規制緩和・解雇の金銭解決に対して各分野・部署で取り組みを継続することを確認しました。また、症状の悪化を繰り返しながらも奮闘してきた原告原田さんの労を労う拍手が参加者より送られました(写真)。

裁判闘争の報告は担当した渡邊祐樹、萩尾健太両弁護士が行いました。裁判の概要・経過説明の後、証人尋問も行わずに不当判決を下した司法の訴訟進行や結論ありきの判決内容の問題点についてその不当性を指摘されました。

その後、本裁判等の問題点について、近藤昭雄中央大学法学部名誉教授から頸肩腕症候群の職業病と

しての歴史を振り返って、過去に自殺者が出たことなど詳細な解説がなされました。その



歴史を無視し、全く病気に対する理解をせず、労災患者を追い出した大学の対応の酷さと共に、不当な大学の対応を容認した司法判決の問題点についても鋭い指摘がなされました。

対策会議としては、支援対策会議・色部祐副議長から、裁判経過と署名等の取り組み、大学に対するビラ配布行動や、行政への告訴告発、国会議員への要請、連続した最高裁要請行動などの取り組みを振り返り、そのうえで支援対策会議を当日付で解散することについて報告がありました。原告の原田さんは、支援へのお礼と病気と闘いながら働く人たちの権利を守る取り組みを続けていきたいとの挨拶。最後に大角繁夫支援対策会議事務局次長が閉会の辞を述べ、報告集会は幕を閉じました。

(東京センター 色部 祐)

北海道

「働き方改革」を検証 2017年北海道セミナー

10月28日、「働く人びとのいのちと健康をまもる北海道セミナー」を札幌市・北海学園大学で開催しました。今年のテーマは、「『働き方改革』を検証する」。午前は講演と特別報告、午後は4つに分かれて報告と討論を行いました。

30年近く労働行政に関わってきた増田幹司・旭川大学教授が「労基法70年～労働時間法制からその変遷を考える～」をテーマに記念講演を行いました(写真)。これまで労基法「改正」を通じて、変形労働時間制、みなし労働時間制が本格化し長時間・過重労働が蔓延してきたことが話されました。1987年「改正」で「1日8時間、週48時間」を「週40時間、1日8時間」にされたことが契機となり、「男女雇用機会均等法」に合わせて男性の雇用改善をせずに女子保護規定を緩和。結果として女性の労働環境が過酷になったとし、今日の「働き方改革」による労基法「改正」の問題点を示唆しました。

特別報告Ⅰは、全労働北海道支部・木村憲一副執行委員長から政府の「働き方改革関連一括法案」の

内容について詳しく説明がありました。安倍首相は「生産性革命」「人づくり革命」として働き方改革をアベ



ノミクス政策の柱としていると指摘。また、労働行政の問題として「監督官は増員されたが、技官・事務官が減り、その仕事を監督官が担っている。また監督官業務の民間への委託が準備されている全労働としては、専門性を備えた労働基準行政職員の増員を求めている」と訴えました。

特別報告Ⅱは、「新卒看護師過労自死訴訟について」島田度弁護士と、原告(母親)が報告しました。分科会は「メンタル・パワハラ問題」「長時間・夜勤交代制勤務」「じん肺・アスベスト、職業性疾患」「青年・学生の学習と交流」が4つの会場で行われ、5つの講演と11の演題発表、青年・学生の「私の職場、何が問題?」「職場の問題、誰になら相談できる」のワークショップが行われ、それぞれ熱心に討論と交流を行いました。(北海道センター 佐藤誠一)

「パワハラ防止と解決の責任は会社にある」を基本に

全労連介護・ヘルパーネット 第13回総会

全労連介護・ヘルパーネットは、10月23日の午後、第13回総会を開催しました。総会に先がけて23日の午前中、4つのグループに分かれて分科会討論を行い、一つのテーマが「ハラスメントのない職場づくり」で、16人の参加がありました。

分科会は、東京保健生活協同組合の相談支援センターの専任相談員の菅谷幸彦さんの講演「パワハラに遭遇したらどうするか～誰でも、加害者・被害者になる可能性がある」をテーマに質疑応答を入れて進められました。菅谷さんは、まず「パワハラ・厚労省の文書に学ぶ」として2012年に厚労省の円卓会議が出した「職場のパワハラの予防・解決に向けた提言」にもとづき、「職場のパワハラとは、同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」をいい、「業務上必要な指示や注意・指導、業務上の適正な範囲内で行われる場合」は含まないと説明し、今や「人間関係は最大の労働条件だ」と強調されました。次に労災申請では、医療・福祉関係に仕事のストレスに伴う精神障害がダントツに多いこと、特に介護職員の精神疾患労災が急増していることを報告しました。

続いて「パワハラに対する対策と対応」について、予防では「①トップの断固たる姿勢とメッセージの



発信、②ルールの策定、③実態把握、④教育研修の実施、⑤周知徹底」が、解決には「⑥相談や解決の場の設置、⑦行為者に対する再発防止研修の実施」が大事で、労組として「①労働安全衛生委員会活動の活性化、②共通認識の形成、③温床となる長時間・過重労働の改善、④働きやすい職場と仲間づくり、人を育てる職場づくり」が大切だと強調されました。個人としては、「ハラスメントは『NO』と言わない限り続く」を肝に銘じ、パワハラの証明（録音、メモ、同僚の証言、医師の診断書）をしっかりとこない、パワハラ防止と解決の責任は会社側にあることをはっきりさせてとりくむことが基本だと言われました。参加者は「ほんとうに勉強になった」などと感想を出し合っていました。

(全国センター 岩橋祐治)

シリーズ 相談室だより (117)

泣き寝入りしたくない

2014年6月、グリーンクロス山口支社に就職して1カ月で長時間・過重労働、上司のパワハラによって精神障害を発症した白川勲さん。労働保険審査会は今年の8月16日、山口労働基準監督署が2016年7月に出した労災保険法による療養補償給付及び休業補償給付の不支給処分の取消を求めた再審査請求について棄却の裁決を下しました。

裁決は、最も重要なポイントである白川さんの精神障害発症前1カ月間の時間外労働の実態（100時間を超えるもの）を誠実・真摯に評価することなく、原処分庁が下した過労死ライン以下の79時間35分との判断をそのまま踏襲。「客観的かつ確かな資料がない」として退けました。上司から受けたパワ

ハラについても「業務推進上の指導・叱責・激励」とし、「同僚の目の前で叱責される」「必要以上に長時間、繰り返し執拗に叱る」などの「パワハラ」類型をも否定する判断をした山口労働基準監督署・山口労働者災害補償保険審査官の判断（棄却）を追認しました。

また、白川さんの主治医が判断した精神障害を発病した理由・原因について退けていることも、「棄却ありき」の判断と言わざるを得ません。

3度にわたって「労働行政」に裏切られた白川さんは、「はじめに結論（棄却）ありき」の判断で、「被災した労働者（自分）の実態を見ようとしぬ姿勢は許せません」と、労働行政への不信・怒りを吐露。「このまま泣き寝入りしたくない」として、訴訟を検討・準備しています。

(山口センター 高根孝昭)

問われる「働き方」改革

—過労死等防止対策推進シンポジウム—

11月は厚生労働省が定める「過労死等防止啓発月間」です。過労死等防止対策基本法が制定されて3年。今年初めて全都道府県で「過労死防止シンポ」が行われます。

10月8日に東京・イイノホールで開催された中央シンポについて報告します。

働く者の健康なくして健全な社会は成立しない

過労死等防止対策推進全国センターの報告として、川人博弁護士が、最近の過労死事案の事例を通しての教訓・過労死防止策の強化を訴えました(写真下)。事例1は建設業です。新国立競技場の地盤改良工事の従事していた大卒1年目のAさん(当時23歳)は、月約200時間の時間外労働などが原因で2017年3月に死亡しました。新宿労基署は10月に労災認定。発注側が無理な納期設定を行っていた疑いがあります。オリンピックという国家的事業だからといって、働く人のいのちや健康が犠牲になることは許されません。

事例2は、長野市内で貨物配送に従事していた運転手のBさん(43歳)です。月100時間を超える時間外労働など過重業務により、勤務中に急性大動脈解離を発症し死亡しました。脳・心臓疾患の業種別労災認定では、運送業が突出して多くなっています。昼食は、運転しながらのおにぎり。体重が激しく減っていきました。過労運転は交通事故を引き起こす原因にもなります。運転労働者の勤務条件の改善が不可欠と指摘されました。

事例3は、教員や医師、メディア関係者の事案が紹介されました。「公共性が高い」とされる職業では、長時間労働が不可避であるかのような考え方が根深く存在するとし、健康に働くことによってこそ真の「公共性」が発揮されると強調されました。

過労死への深い反省を

過労死を考える家族の会からの体験談としては、



4人の遺族から報告がありました。

4年前に亡くなったNHK記者の佐戸未和(当時31

歳)さんの母、恵美子さんは「親としてわが子を守ることができなかった。今も苦しんでいます」と発言。未和さんは2013年、参議院選・都議選の出口調査、候補者取材、当確判定業務・テレビ報道など土・日もなくろくに睡眠をとれない状況が働いていました。亡くなる1カ月前の時間外労働は209時間。また、上司からは「記者は時間管理ではなく、裁量労働で個人事業主のようなもの」と言われたことを紹介し、「なぜ、こんな長時間労働が放置されたのか。徹底的な自己検証と過労死への深い反省がなければ、どんな働き方改革も浸透しない」と訴えました(写真上)。



大分県の佐藤久恵さんは、システム開発会社に勤務していた次男を過労自死で亡くしました。2015年6～7月にかけて19日間連続勤務。1カ月あたり122時間を超える時間外労働。10月からの出向先の会社では、深夜勤を含む交替制勤務の上、サービス残業の強制、露骨な嫌がらせも受けていました。「真面目で責任感が強く、上司の無理難題に必死で応え、一所懸命働いた息子がなぜ、こんなに悲惨な最期を迎えなければならなかったのか」と久恵さんの訴えです。

まとめは、過労死を考える家族の会の寺西笑子代表です。「過労死の現実をみてほしい。過労死はあらゆる職場で起きうる。他人事の思わず考えてほしい。日本を代表する企業でもおこっている」と強く訴えました。そして、「月80時間・100時間の過労死ラインの時間外労働を国が法律で認めようとしている。それで人間らしい生活はできるのか」と指摘。悲劇を繰り返さないために「いのちより大切な仕事はありません」と締めくくりました。

命より大切な仕事はない

会場がほぼ満席の、約400人が参加。遺族の訴えに真剣に聞き入りました。取材の報道関係者が発言を聞きながら、「俺たちも“明け、のまま直行で来た」とつぶやきあっていることが、印象的でした。

(全国センター 岡村やよい)